

REDD+プラットフォーム – ナレッジ分科会

REDD+をめぐる国際的動向

2015年10月29日

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部 環境・エネルギー部

主任研究員 矢野雅人

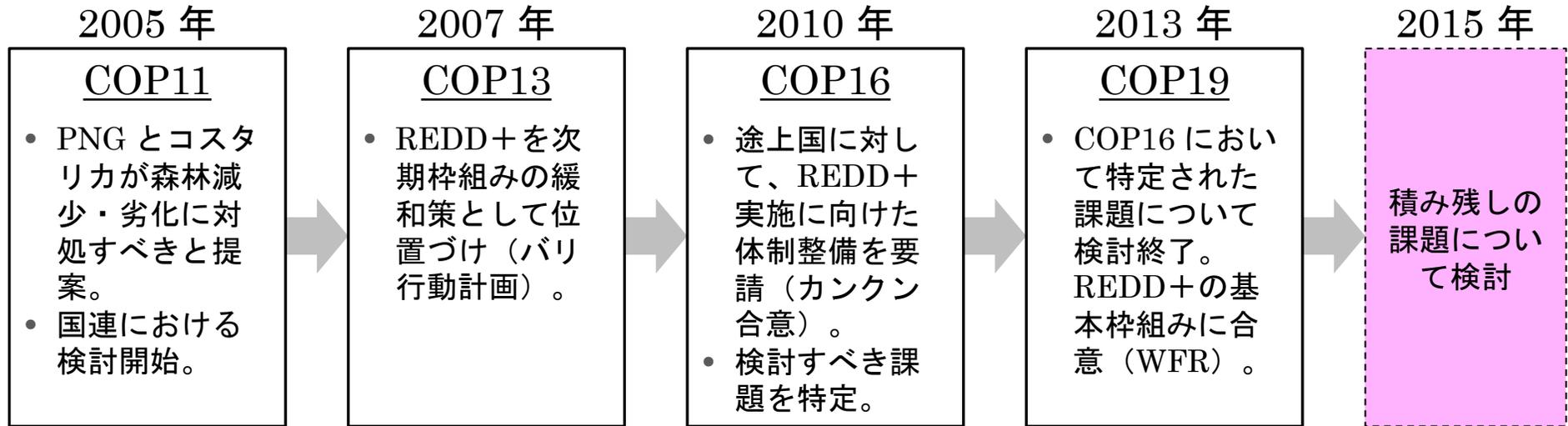


三菱UFJリサーチ&コンサルティング

アウトライン

- REDD+に係る国連交渉の概要
- セーフガードに関する決定事項
- セーフガードの何が決まっていないか
- 国連交渉から類推される今後の活動のあり方
- プロジェクト実施者の悩みどころ
- 課題解決に向けた指針

REDD+に係る国連交渉の概要



- 本年6月に開催された補助機関会合（SBSTA42）において、REDD+に関する技術的検討（セーフガードを含む）はすべて終了。REDD+は実施可能な状態に。
 - COP 決議文書案に合意。COP21において正式に採択される予定。
 - 実施のルールは決まったが、支援の枠組みやクレジットの取り扱い等については現在も継続検討中。

セーフガードに関する決定事項－①概要

UNFCCC 会合	合意事項
COP16 (2010年)	<ul style="list-style-type: none">• 7つのセーフガード項目を特定。• 途上国に対して、セーフガードに関する情報提供システム（SIS：system for providing information on how the safeguards are being addressed and respected）の整備を要請。
COP17 (2011年)	<ul style="list-style-type: none">• SIS に関するガイダンスに合意。<ul style="list-style-type: none">➢ 途上国はセーフガードに関する情報のサマリーを定期的に提供すべき。➢ 情報サマリーは、国別報告書あるいは COP によって合意されるその他の通報チャンネルに含めるべき。／等
COP19 (2013年)	<ul style="list-style-type: none">• 情報サマリーは、任意に、UNFCCC の Web プラットフォームに含めて提供してもよいことに合意。• 情報サマリーの提供に係る初回のタイミングとその後の頻度を決定。• 結果に基づく支払いを受けたい国は、事前に情報サマリーを提供すべきことに合意。
SB42 (2015年)	<ul style="list-style-type: none">• 情報サマリーに含めることが強く推奨される情報項目について合意。

セーフガードに関する決定事項－② 7つの項目

- 国家森林プログラムや関連する国際条約・合意の目的を補完する、あるいはこれらと一貫性のある行動であること。
- ホスト国の法令や主権を踏まえ、透明かつ効率的な国家森林ガバナンスであること。
- 関連する国際的義務、各国の事情や法制度を踏まえ、UNDRIP（先住民族の権利に関する国連宣言）に留意することによって、先住民や地域住民の知識や権利を尊重すること。
- 関連するステークホルダー、特に先住民や地域社会が十分かつ効率的に参加すること。
- 天然林や生物多様性の保全と一貫する行動であり、天然林を転用するために用いられることがなく、代わりに天然林及びその生態系サービスの保護・保全を奨励するために使用され、さらに**その他の社会・環境便益が強化される行動であること。**
- 反転のリスクに対処する行動であること。
- 排出の移転を抑制する行動であること。

資料) Decision 1/CP.16、Appendix I、パラ 2
を MURC 仮訳

セーフガードに関する決定事項－③情報項目

- セーフガードへの対処と尊重に関連する国内事情に関する情報
- 国内事情に基づいた各セーフガードの説明
- セーフガードへの対処と尊重に関連する既存の制度やプロセスの説明
- 国内事情に基づき各セーフガードにどのように対処し尊重してきたかに関する情報

COP 決議文書案は、上記以外の関連情報を情報サマリーに含めることも推奨。

資料) FCCC/SBSTA/2015/L.5/Add.1 (COP21 決定文書案)
を MURC 仮訳

セーフガードの何が決まっていないか

決まった事項	<ul style="list-style-type: none">• 国・準国レベルにおいて配慮すべき項目• 情報提供システムの整備• 情報サマリーの定期的な提供• 情報提供の方法<ul style="list-style-type: none">✓ 初回の提供タイミング✓ 以降の提供頻度✓ 情報サマリーに含めることが強く推奨される項目• 結果に基づく支払いとの関係性（情報サマリーを事前に提供することが要件に）
<u>決まっていない事項</u>	<ul style="list-style-type: none">• 上記以外のすべて（特にプロジェクトレベルに関する規定） <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none">✓ REDD+プロジェクト実施者が実施すべき具体的な活動内容✓ REDD+プロジェクト実施者が報告すべき情報（情報提供システムとの関係性）／等

国連交渉から類推される今後の活動のあり方

■ 位置づけ

- REDD+においてセーフガードはきわめて重要な要素。
- 支払いにも影響する可能性。

■ 活動の進め方

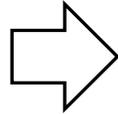
- セーフガード活動のあり方は地域によって様々。地域の事情を踏まえた計画・実施・モニタリングが必要。
- 途上国の実態を踏まえると、短期的に対応することはきわめて困難。継続的に改善を加えつつ、段階的（stepwise approach）に実施。
- 情報提供（透明性の確保）が重視されるため、活動の証跡を作成・保管しておくことが重要。

プロジェクト実施者の悩みどころ

- 何を、どのように、どの程度実施しなければならないのか。
 - 具体的な基準（最低要件等）が存在しないために判断が難しい。
 - 十分な知見や経験を持たないプロジェクト実施者にとって、地域の事情を踏まえた計画・実施・モニタリング計画の策定は決して容易ではない。
- プロジェクト実施者だけでは対応が困難ではないか。
 - セーフガード活動を適切に計画・実施するためには、ホスト国政府や地域住民等、多数のステークホルダーとの協力関係を構築しなければならない。
- 第三者から活動不備の指摘を受けた場合、どのように対応すべきか。
 - 適切な対応を怠った場合、負の情報が瞬時に伝わり、プロジェクトに影響する可能性がある。

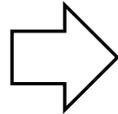
課題解決に向けた指針

何を、どのように、どの程度実施しなければならないのか。



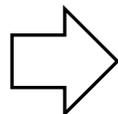
- 先行事例を参考に、対応可能な部分から順に実施。
- 対応が不十分な部分については、今後の課題として位置づけ、改善計画を策定。

プロジェクト実施者だけでは対応が困難ではないか。



- 地域の事情に詳しい現地コンサルタント等と連携しつつ体制を構築。
- 連携先情報は REDD+プラットフォーム等を活用しながら事業者間で共有。
- JICA 事業が実施されている地域は情報や体制が整備されているため相対的に有利。

第三者から活動不備の指摘を受けた場合、どのように対応すべきか。



- 情報を適切に公開するとともに、アクセスを確保（HP の設置、協議会の定期開催等）。